

令和8年8月19日

各介護サービス施設・事業所 } 管理者 様
関係軽費老人ホーム }

鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課長

令和8年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業
の実施について（お知らせ）

県では、国が定める公定価格等により運営を行っている介護サービス事業所、介護保険施設等が、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、ＬＰガス使用に係る経費の一部を支援するため、給付金を支給します。

この通知を受け取った事業所等には、特段の手続きをとらなくても、ＬＰガス使用に係る支援金（これまで県が実施した介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業において、ＬＰガス使用である旨を申し出ている事業所等に限る。）を給付する予定です。

ただし、下記3又は4のうちいずれか1つでも該当する事業所等は、令和8年9月11日（金）までに、必ず電子申請により手続を行ってください。

記

1 給付金の額及び振込口座

- (1) 給付金の額
別表のとおり
- (2) 振込口座

この給付金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座（軽費老人ホームについては、県からの補助金等の受取口座）に振り込むこととしています。

上記以外の口座への振込を希望する場合は、①「指定口座届出書・変更申出書」（別記第4号様式）、②振込口座を確認できる書類の写しを電子申請にて提出してください。

2 給付金支給までの流れ（予定）

令和8年8月中旬	この「お知らせ」の発送
令和8年9月中旬	支給対象事業所等へ給付金額を記載した支給決定通知の発送
令和8年10月末	給付金の支給

3 給付金の支給を受けるために手続が必要な事業所等及び手続

事業所等	提出書類
(1) <u>令和8年度までに県へＬＰガス使用である旨を申し出していない事業所等</u>	①「令和8年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金の支給申出書」（別記第1号様式） ②ＬＰガスの使用を証する書類（令和8年4月以降における1か月分のＬＰガス検針伝票の写し等）を提出

(2) <u>鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座</u> （軽費老人ホームについては、県からの補助金等の受取口座） <u>以外の口座への振込を希望する事業所等</u>	①「指定口座届出書・変更申出書」（別記第4号様式） ②振込口座を確認できる書類の写しを提出 →1(2)振込口座を参照
(3) <u>令和8年7月1日以降に移転した事業所等、または法人名や事業所名、サービスの種類、介護事業所番号のいずれかが変更になった事業所等</u>	※電話もしくはメールで連絡してください。
(4) 給付対象事業所等であるにも関わらず、本事業の「お知らせ」が届いていない事業所等	支給対象事業所等申立書（別記第3号様式）

4 給付金の受給を辞退する事業所等及び手続

事業所等	提出書類
今回の給付金の受給を辞退する事業所等（以下の①～③に該当する事業所等も含む。） ① <u>令和8年7月1日現在で指定を受けていない事業所等</u> ② <u>令和8年9月30日までに休止または廃止を予定している事業所等</u> ③ これまで県が実施した介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業においてLPガス使用である旨を申し出ていたが、<u>LPガスを使用しなくなった事業所等</u>	「受給辞退届出書」（別記第2号様式）の提出

5 県ホームページでの情報提供（様式等）

必要な手続、様式等については、県ホームページで情報提供しています。

（掲載場所）

鹿児島県ホームページ＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞指定事業者全般
＞令和8年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業について

6 提出先

右側の電子コードを読み取り、第3項「手続が必要な事業所等及び手続」に記載の提出書類をご提出ください。

なお、読み取りができない場合は、第5項「県ホームページでの情報提供」に記載のホームページ内の「提出先」のURLからご提出ください。



【連絡先】

高齢者生き生き推進課認知症・生活支援係
物価高騰対策支援事業担当

T E L : 099-286-2368

F A X : 099-286-5554